

2025年度

京北学童クラブ
ご利用のしおり

1. 事業の目的

社会福祉法人北桑会が設置する京北学童クラブ（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

【京都市地域学童クラブ事業補助要綱】

第 3 条（3）「第 5 条（※）に定める期間に、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）以外で、事業を 250 日以上実施していること」

※第 5 条「補助の対象期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする」

2. 運営方針

事業所は、京都京北小中学校に就学している 1～6 年生の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭に居ない者につき、家庭・地域との連携のもと、児童の自主性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として、放課後児童健全事業における支援を行う。また、保護者が安心して労働等に従事するために、事業所は家庭にかわり児童にとって楽しく安心して過ごせる居場所になるよう努める。

3. 京北学童クラブの目標

- （1）児童間の交流を通して子どもの主体性をはぐくむ
- （2）高齢者との交流を通してお年寄りを大切にする心をはぐくむ
- （3）さまざまな体験を通して子ども達の社会性や心身の成長をはぐくむ

4. 事業所の概要

- （1）設置者の名称・・・社会福祉法人 北桑会 京北学童クラブ
- （2）所 在 地・・・〒601-0251 京都市右京区京北周山町中山 51
(京都市立京都京北小中学校 多目的室内)
- （3）管 理 者・・・理事長 溝口 武美
- （4）開設年月日・・・平成 27 年 4 月 8 日
- （5）保険の種類・・・賠償責任保険〔あいおいニッセイ同和損保〕学童保育
- （6）提携病院・・・京都市立京北病院
所 在 地・・・〒601-0533 京都市右京区京北上中町鳥谷 3
提携内容・・・急な発病や受傷の際の受診
- （7）そ の 他・・・学童クラブに関するお問い合わせ先

《京北学童クラブ》

TEL：075-852-0505 FAX：075-852-1166

《法人事務局》

TEL：075-854-1002 FAX：075-854-1060

5. 開設日及び開所時間等

- (1) 開設日・・・2025年4月1日から 2026年3月31日
- (2) 開所日・・・月曜日から土曜日（※土曜日…第2、第4）
休所日・・・土曜日（上記以外）・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
- (3) 時 間・・・平日（放課後から 18 時 30 分）
土曜日・長期休業（8 時から 18 時 30 分）

6. 利用料金

- (1) 利用料 【日額】

平日（放課後から 18 時 30 分）	500 円
半日（11 時、12 時、13 時から 18 時 30 分）	700 円
土曜日（8 時から 18 時 30 分）	800 円
長期休業（8 時から 18 時 30 分）	800 円
- (2) おやつ代 【日額】 100 円
- (3) 管理費〔賠償保険料、コドモン管理費、光熱水費等〕 【年額】 6,000 円
- (4) 取組行事費等は、実費負担となります。

7. 利用方法

- (1) 毎月 15 日に『コドモン』により、次月の利用希望を配信します。
毎月 22 日までに利用の有無にかかわらず回答をお願いします。
利用変更の連絡は、事前に『コドモン【連絡】』からお知らせください。
- (2) 当日の急なキャンセルや申し込みは、なるべくお控えください。
（体調不良等、やむを得ない事由は配慮します）
- (3) 平日の利用は、学童支援員が学校内での安全な引き渡しを行います。
利用変更の場合は、必ず学校にも連絡してください。
- (4) 土曜日・長期休業の利用は、必ず学童の玄関まで送迎してください。
- (5) 送迎時間に変更になる場合は、学童に連絡してください。
- (6) 送迎時は、名札（学校より配布）を着用してください。
祖父母の送迎等、名札が必要な場合は学童用の名札を配布します。
- (7) 送迎者が変更になる場合、事前に学童まで連絡をお願いします。

8. お支払い方法等

- (1) 京北学童クラブでは利用料の請求からお支払いまで保護者アプリ「コドモン」の口座振替機能を使用しています。
手数料は学童側が負担します。
- (2) 利用料は月末締めで翌月請求、口座振替をいたします。
振替日は毎月 20 日です。（20 日が土日祝日の場合は翌営業日）
- (3) 口座振替の登録及び手続きは保護者アプリ「コドモン」にて行います。
詳しくは別にお渡しする「ご利用料の口座振替について」をご覧ください。

❖紙ベースでの請求書、領収書は原則発行しません。

❖自動口座振替のご利用には保護者アプリより登録が必要です。

9. 保護者アプリのご案内

京北学童クラブでは、保護者アプリ「コドモン」を導入しています。

スマートフォンやタブレット、パソコンからの操作が簡単にできるアプリです。

コドモンの保護者アプリでは、出欠連絡などをタイムリーに情報共有できる利便性があります。またカードタッチによる児童登降園（入退室）管理ができ、子どもの安心・安全な利用を確認することができます。学童クラブからのお知らせを一斉配信メールで受信できます。詳しくは「コドモンの利用について」をご覧ください。アプリ登録後利用の際、パパ・ママ登録をされた方はコドモンアプリを開き通知内容もご確認ください。（学童側で既読の確認を行います）

※今後も順次、保護者アプリ機能の充実を図り、質の向上に努めていきます。

10. 緊急時等の対応

- (1) 児童の体調に急変が生じた場合や火傷・出血を伴う怪我に陥った場合、その他必要に応じて速やかに保護者や医療機関への連絡を行います。状況によっては、学童支援員対応による医療機関受診や救急車要請の方向で対応します。その際は、必ず学童支援員が付き添います。
- (2) ご利用中、何らかの事案による事故・苦情が発生した場合、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業所は、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合や利用中に発生した事案に対し、速やかに損害を賠償するものとします。
帰宅後の事案確認や状態に変化があった場合、また、判断に困ることがあれば何でも申し出てください。
- (4) 一般社団法人 生命保険協会からの助成を受け、令和5年11月15日より学童内にAEDを設置しています。

11. 学校保健安全法

- (1) 第20条の規程による臨時休業について（学校・学年閉鎖時の対応）
→「伝染病予防上必要がある時は、臨時に学校の全部または一部休業を行うことができる。」事業所もこの規程に準じて対応します。
- (2) 学校開設時の対応については下記の通りです。また長期休業中における対応については、学校開設時の対応に準じて教育委員会で判断されます。
事業所もこれに準じますので、ご理解ご協力をお願いします。

学校	京北学童クラブの対応
学校閉鎖になった場合	臨時休所
学年（学級）閉鎖になった場合	該当する学年（学級）に在籍する児童は出席できません
登校後に学校閉鎖になった場合	臨時休所…学校の指示に従って下校してください
登校後に学年（学級）閉鎖になった場合	該当する学年（学級）に在籍する児童は出席できません。学校の指示に従って下校してください

12. 非常災害の対策

- (1) 事業所は、消火器等の消火用具・非常口その他非常災害に必要な設備を設け、非常災害に対する具体的な計画を立て、定期的に訓練を実施します。
- (2) 学校の災害マニュアルに準じ、避難経路の確認や避難訓練、防災学習を子どもと一緒に実施します。
- (3) 子どもが安全に過ごせるように、環境面や設備面等の安全点検を毎月実施します。

13. 気象警報発令時の対応

- (1) 気象警報の種類・・・大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪
- (2) 警報発令地域・・・京都市全域
- (3) 緊急措置の内容・・・警報発令時、事業所は以下の通り対応
- (4) 「特別警報」「地震に対する非常措置」は、学校に準じます。

	学校の対応	学童クラブの対応	
	学校開設時	平日・半日	土曜日・長期休業
午前 7 時の時点で 警報発令中	自宅待機	放課後からの 開所に備える	安全を最優先に 休所
7 時以降 11 時まで に警報解除	14 時から始業	学校と連携、 通常通り開所	休所
7 時以降 11 時現在 も警報発令中	臨時休業	休所	休所
登校後警報発令、 途中休業	臨時休業	休所	
登校後警報発令、 途中まで授業続行 保護者引き渡し	学校判断・対応	保護者連絡の上、 お迎えまで留め置き	
学童クラブ開所後、 警報発令の場合		保護者連絡の上、 お迎えまで留め置き	

14. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、その業務上知り得た児童及び保護者の個人情報について、個人の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し適正に取り扱うものとしします。
- (2) 職員は正当な理由が無く業務上知り得た内容を漏らしてはなりません。
- (3) 事業所は、職員であった者が職員でなくなった後においても、業務上知り得た内容を漏らすことの無いよう必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は児童及び保護者の個人情報を必要に応じて用いることがあるため、あらかじめ文書により同意を得ます。

15. 利用申請について

京都市放課後児童健全育成事業として運営を行っていますので、必要書類の提出にご協力ください。

必要書類（毎年の申請手続きが必要です）

- ① 京北学童クラブ（放課後健全育成事業）申込書
→ 児童 1 人に 1 枚必要
- ② 児童票
→ 児童 1 人に 1 枚必要
- ③ 就労証明書
→ 保護者それぞれに 1 枚必要
→ 別紙〔証明書〕
同居中や同一敷地内に居住の祖父母が居る場合は、同居とみなすため、その方の証明が必要
- ④ 個人情報取り扱い同意書
→ 保護者管理分・法人管理分の二部あり。法人分のみ提出
- ⑤ 療育手帳・身体障害者手帳
→ 所持している児童は表紙や等級、本人が識別できるページのコピーを提出

16. 登録決定

- (1) 前記①～⑤の提出を受け、利用を許可する場合は『京北学童クラブ 登録決定通知書兼利用料金通知書』をお渡しします。
保護者管理分・法人管理分としてそれぞれ 1 枚ずつを管理します。
- (2) 保護者の昼間の労働等が見込まれない場合やその他定員枠等を勘案し、利用許可できないこともあり得ます。

※『書類関係の変更届』について

当初提出していただいた書類内容に変更が生じた場合は、速やかに学童へ申し出てください。新たに正しい情報を把握するために、変更内容を記載していただく書類をお渡しします。（例：転居、就労先の変更、連絡先の変更 など）

17. 相談 苦情等の 窓口

事業所のサービスに関する相談・要望・苦情等は、下記窓口までお申し出ください。
直接の申し出が難しい場合は、事業所入口に意見箱（苦情受付書）を設置してありますので用紙に記載後、投函してください。

《京北学童クラブ 申出窓口》

苦情解決責任者	本部長	大川 眞樹
苦情解決副責任者	事務局長	大八木 寿樹
苦情受付責任者	リーダー	田中 未希子

18. その他

- (1) 子どもの様子を見ながら、必要に応じて保護者との面談を行います。
- (2) 食物アレルギーの児童に対して保護者と連携を取り、昼食・おやつ提供します。
- (3) 学童利用中の様子・写真を掲載した広報誌「がくどっこ」を毎月配信します。
- (4) 特例的な事案による厚生労働省や京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課からの通達等により、学童クラブを開所できない事実が生じる場合は、随時連絡させていただきます。
- (5) 「京都市の学童クラブ事業利用に係る利用料金減免事業」について、当学童クラブは京都市の委託を受けて独自の費用設定での地域学童クラブ運営のため、対象外となります。
- (6) 利用の流れは、下記『京北学童クラブのくらし』を確認してください。

❀京北学童クラブのくらし❀

❀学校の日❀

（放課後～）

- ① 開所
- ② がくどっこタイム
- ③ おやつ
- ④ 宿題
- ⑤ 自由あそび
- ⑥ 閉所



水筒を持参してください

❀1 日過ごす日❀

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 8:00 | 開所 |
| 9:30 | 朝の会（がくどっこタイム）
学習（宿題、ドリル、読書 等） |
| 10:30 | 自由あそび |
| 12:00 | 昼食（お弁当・クッキングしたもの） |
| 13:00 | 自由あそび |
| 15:00 | おやつ |
| 15:30 | 自由あそび |
| 16:30 | そうじ |



❀もちもの❀

- ・お弁当 ・水筒
- ・学習セット（宿題、読書用の本 等）
- ・ハンカチ ・着替え（必要に応じて）